

社団法人広島県不動産鑑定士協会定款

平成5年2月22日決議

平成5年3月25日広島県知事認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人広島県不動産鑑定士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩改善を図り、不動産鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格及び利用の形成に資することにより、県民生活の向上及び健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
2. 不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談
3. 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究並びに研修
4. 不動産の鑑定評価及び利用等に関する資料の収集・管理並びに情報の提供
5. 不動産の鑑定評価及び利用等に関する刊行物等の発行
6. 県、市町村その他の公共機関及び諸団体等に対する協力並びに受託事業
7. 不動産の価格及び利用等に関する意見の提言
8. その他この法人の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員の種別は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

1. 正会員 広島県内に勤務箇所を有する不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び広島県内に事務所を有する不動産鑑定業者
2. 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験豊富にして理事会の承認を得た者

3. 名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(倫理の保持及び高揚)

第6条 会員は、この法人の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、品位の保持及び資質の向上につとめ、その責務を果たすよう努めなければならない。

(入 会)

第7条 この法人の正会員又は特別会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第20条又は第30条の規定に該当したときは、退会したものとみなす。

(懲 戒)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て会長がこれを懲戒することができる。

1. この法人の定款、規則、規程又は総会の決議に違反する行為、その他この法人の目的に反する行為があったとき。
2. 倫理規程に違反し、その他会員として品位を著しく損ないその結果、この法人の名誉を毀損したとき。
3. 正会員又は特別会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないとき。

- 2 前項の規定により会員を懲戒しようとするときは、懲戒の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒の種類)

第11条 懲戒は次の2種とする。

1. 戒告
2. 一年以内の会員権の停止
3. 会員権とは、この法人における選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への参加権及表決権並びに施設利用権等をいう。

(除 名)

第12条 会員が、第10条第1項各号の一に該当し、その程度が著しいときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規程により会員の除名をしようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類、定数及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 理 事 12名以内(会長及び副会長を含む)
4. 監 事 2名

2 会長、理事及び監事は、総会において選任する。

3 副会長は、会長が理事のうちより指名する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(役員の仕事)

第15条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議を経て定めた順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の規程に定める職務を行うほか、理事会に出席してその職務に関して意見を述べることができる。

ただし、理事会の決議に加わることができない。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。ただし、会長については原則として、連続して2期を越えることはできない。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する場合に限り、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を支弁することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が定める。

(顧問又は相談役)

第19条 この法人に顧問又は相談役を置くことができる。

- 2 顧問又は相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問又は相談役は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応じ、助言し又は相談に応ずる。

第4章 総 会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 特別会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

(権 能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。
 - 2 正会員総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - 3 監事から、その職務上必要と認め、招集の請求があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会を招集するときは、会員に対し、開会の日14日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第27条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 1 総会の日時及び場所
 - 2 正会員の現在数

- 3．総会に出席した正会員の数
 - 4．議決事項
 - 5．議事の経過の概要及びその結果
 - 6．議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1．総会に付議すべき事項
- 2．総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3．総会の議決により理事会に委任された事項
- 4．第36条の委員会の委員選出に関する事項
- 5．その他総会の議決を要しないこの法人の業務執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- 1．会長が必要と認めたとき。
- 2．理事の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3．監事から、その職務上必要と認め、招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定上「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(各種委員会)

第36条 この法人には、理事会の定めるところにより、必要に応じ委員会を設置することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 会費
3. 入会金
4. 寄付金品
5. 事業に伴う収入
6. 資産から生ずる収入
7. その他の収入

(財産の管理)

第38条 資産の管理、運用の方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、流動資産を持って支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 会長は、前項の議決があったときは、直ちにその事業計画書及び収支予算書を広島県知事に提出しなければならない。

(暫定予算)

第42条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、その会計年度終了後2箇月以内に総会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認があったときは、同項に規定する書類をその会計年度終了3箇月以内に広島県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、事前に広島県知事に届け出なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、広島県知事の承認を得なければならない。

3 解散のときに在する残余財産は、総会の議決を経、かつ、広島県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の会務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- 1 . 定款
- 2 . 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 3 . 会長、理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- 4 . 許可、認可等及び登記に関する書類
- 5 . 定款に定める機関の議事に関する書類
- 6 . 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- 7 . 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 8 . その他必要な帳簿及び書類

第 10 章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 . この定款は、広島県知事の設立許可を受けた日から施行する。
- 2 . この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、設立許可の日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。
- 3 . この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 . この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 2 号の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 3 1 日までとする。